

# 介護予防通所介護相当サービス重要事項説明書

社会福祉法人心の会  
さくらの里(R704版)

## [ 1 ] 介護予防通所介護相当サービスの内容に関する説明

### 1 サービスの種別

(1) 「介護予防通所介護相当サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、機能訓練、並びに余暇活動を行うサービスです。

(2) 事業所は、次の施設においてサービスを提供します。

サービス提供を行う事業所	所在地	横須賀市小矢部四丁目19番4号		
	名称	さくらの里	電話	046-852-0500
	介護保険指定事業所番号	1471900686		
	管理責任者	馬賀 清子		
	提供可能サービス	①通所介護・介護予防通所介護相当サービス（デイサービス） ②居宅介護支援（ケアマネジャー）		
	サービス提供地域	横須賀市		

### 2 定員・営業日・サービス提供日・サービス提供時間

(1) デイサービスの定員は、1日35名です。

(2) 月曜日から金曜日まで、週5日間営業いたします。祝日も営業いたします。

(3) 年末年始の12月30日から1月3日までの5日間を休業いたします。

(4) 介護予防通所介護相当サービスを提供する時間は、10時00分より16時00分までとします。また、送迎に要する時間はこれに含まれません。

(5) さくらの里は、6時間以上7時間未満の利用時間として登録されております。6時間未満のサービスを計画的に提供することはできません。

(6) 上記以外の時間についても、特例としてサービスを提供する場合があります。

(7) 営業時間は、8時30分より17時30分までとします。

### 3 介護予防通所介護相当サービスの利用回数

(1) 介護予防通所介護相当サービスにおける費用（保険単位数）は、月の利用回数による回数制と、利用回数が多い場合の1ヶ月単位の定額制があります。

(2) 介護予防通所介護相当サービスのご利用回数の目安は下記の通りです。

①要支援1・事業対象者 1週間当たり1回程度

②要支援2・事業対象者 1週間当たり2回程度

#### 4 利用者負担金

- (1) 利用者にお支払いいただく利用者負担金は、次表のとおりです。
- (2) 利用者負担金には、介護保険法、横須賀市要綱・基準の定める基本利用料と、保険外の別途利用料（食事費）があります。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担となります。
- (4) 次表以外に趣味活動に要した実費（材料費等）及び外出行事に要した実費（交通費、入場料等）が利用者負担となります。趣味活動については、事前に利用者又は代理人（ご家族）に通知して了解を得てから行って頂きます。
- (5) 利用者負担金につきましては、毎月請求書と利用明細書をお送りいたします。
- (6) 利用者負担金については、下記の方法にてお支払い下さるようお願い致します。
- ①自動口座引き落とし（ご指定の金融機関口座から引き落とします。）
  - ②現金払い（月1回定められた日にお支払い願います）
  - ③お振り込み（当方の銀行口座又は郵便局口座へお振込みいただきます。恐縮ですが、手数料は利用者負担となります）
- (7) 上記の利用者負担金は、「代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。介護予防サービス・支援計画書を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して第1号事業給付費（9割）を請求することになります。

#### 基本利用料

区 分	単 位 数	利用者負担金1割	利用者負担金2割	利用者負担金3割
週1回程度	436単位/回	459円/回	919円/回	1,378円/回
(要支援1) (事業対象者)	月5回以上の場合 1,798単位/月	1,895円/月	3,790円/月	5,685円/月
週2回程度	447単位/回	471円/回	942円/回	1,413円/回
(要支援2) (事業対象者)	月9回以上の場合 3,621単位/月	3,816円/月	7,633円/月	11,449円/月
サービス提供体制 強化加算（I） 【週1回程度】	88単位/月	92円/月	185円/月	278円/月
	介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上			
サービス提供体制 強化加算（I） 【週2回程度】	176単位/月	185円/月	371円/月	556円/月
	介護職員の総数のうち勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上			
科学的介護推進体制加算	40単位/月	42円/月	84円/月	126円/月
	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している			
若年性認知症利用者受入加算	240単位/月	252円/月	505円/月	758円/月
	65歳未満の認知症の方が対象			

介護職員等 処遇改善加算（Ⅰ）	算定した単位数の9.2%に相当する単位を加算
別途利用料金（保険外）	
食事費	900円
オムツ代	実費
趣味活動費	実費
外出行事参加費	実費

※円表示は自己負担分です。単位数×10.54円で実際の費用となります。

利用者負担金は、介護保険負担割合証に基づき、その1割、2割又は3割が自己負担となります。

※実際に毎月かかる費用は、単位数合計の計算方法の関係から上記金額の合計とはわずかに異なります。

## 5 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、介護予防通所介護相当サービス記録書等の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業所は、1か月ごとに介護予防通所介護相当サービス記録書等の記録を作成して、利用者にご説明のうえ、ご提出いたします。
- (3) 事業所は、前記の介護予防通所介護相当サービス記録書その他の記録を整備し、サービス完結後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 6 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、次の連絡先までご連絡ください  
連絡先（電話）：046-852-0500 さくらの里
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用の前日までにご連絡下さい。当日のキャンセルはキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承下さい。ただし緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。
- (3) キャンセル料は、利用者負担金と一緒にお支払いいただきます。
- (4) キャンセル料は、利用者負担金の100%の金額となります。
- (5) 利用者負担金が1ヶ月単位の定額制になる時は、キャンセル料は不要です。

## 7 緊急時の対応

- (1) 介護予防通所介護相当サービス提供中に利用者の健康状態が急変した場合は、ご家族との事前相談によって定めた手順に従いご家族に連絡しご家族の指示を受けます。
- (2) 介護予防通所介護相当サービス提供中に利用者の健康状態が急変した場合は、事業者の判断で医療機関搬送して診断を受けることがあります。

## 8 事故発生時の対応方法

- (1) 利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録いたします。
- (3) 利用者に対する介護予防通所介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 9 秘密保持

- (1) 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。尚、法人として職員との取り決めをしており、退職後も厳守します。
- (2) あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

## 10 サービス提供の中止

- (1) 体調不良によってサービスの利用に適さないと判断される場合には、サービスを中止させていただきます。
- (2) 台風、洪水、大雪、地震等の天災、及び道路の不通や停電を伴うような大きな事故が起きた際に、利用者宅への送迎が不可能な場合には、サービス提供を中止させていただく場合があります。

## 11 虐待防止

理由の如何によらず、利用者に対する虐待及び虐待に類する行為は一切禁止し、職員が利用者に対する虐待を行った場合は、当該職員を厳しく処罰します。また事業所長は、職員に虐待禁止の研修を徹底すると共に、虐待行為が行われないよう適切に職員を監督するものとします。

## 12 職員研修

全ての職員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。また、職員の資質向上の為に研修の機会を設けます。

## 13 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、職員に周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。また、定期的な計画を見直し、必要に応じて変更を行うものとします。

## 1.4 その他

- (1) 介護予防通所介護相当サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意いたします。
- (2) 本事業所は、現在第三者評価を実施しておりません。

## [2] 事業所に関する説明

### 1 事業所の職員体制等（令和7年4月1日現在）

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
センター長	さくらの里全事業の統括	兼務・常勤 1名
管理者（課長）	通所介護事業の統括管理	兼務・常勤 1名（介護福祉士）
管理者補佐（主任）	統括管理業務の補佐	兼務・常勤 1名（介護福祉士）
相談員	相談受け付け、計画作成	兼務・常勤 3名（介護福祉士）
介護職員	介護	兼務・常勤 3名（介護福祉士） 兼務・非常勤 7名（うち介護福祉士5名）
看護職員	健康管理（機能訓練兼務）	兼務・非常勤 1名以上
運転手	送迎車の運転	兼務・非常勤 7名

### 2 本法人のサービスの方針等

- (1) 本法人は在宅福祉、地域福祉の充実を目指して設立されたものです。積極的に在宅の高齢者の介護支援を行うことを基本理念としております。
- (2) 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な関係を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) サービスの提供に当っては、何よりも利用者との介護者（家族）の気持ちに沿った、あたたかい家庭的なサービスの提供を心がけます。
- (4) 介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、利用者が生きがいをもって人生を楽しむための支援を心がけます。

### 3 相談窓口、ご苦情対応

#### (1) ご苦情受付体制

次の通り、ご苦情をお受けいたします。お気軽にご連絡ください。

本事業所における ご苦情等への対応体制	電話番号	046-852-0500		
	FAX番号	046-852-4040		
	対応時間	8:30～17:30		
	受付窓口	事務職員		
	苦情受付担当者	管理者	馬賀	清子
	苦情解決責任者	センター長	若山	加奈江
	苦情解決総責任者	理事	若山	三千彦

(2) 苦情処理のための第三者委員

第三者委員	栗田 敏彦
-------	-------

(3) 公的機関における苦情申出

横須賀市役所 福祉部高齢福祉課 (地域力推進係)	住所 横須賀市小川町11 電話番号 046-822-9804 (直通) FAX番号 046-827-3398 対応時間 8:30~17:15
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護保険課 介護苦情相談係	住所 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 対応時間 8:30~17:15
かながわ福祉サービス 運営適正化委員会 事務局	住所 横浜市神奈川区反町3丁目17-2 電話番号 045-311-8861 FAX番号 045-312-6302 対応時間 9:00~17:00

4 本法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人心の会
代表者名	理事長 神成 裕介
業務の概要	<p>高齢者福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ さくらの里 (ケアマネジメント)</li> <li>・ さくらの家二番館 (グループホーム 定員18名)</li> <li>・ さくらの家三番館 (グループホーム 定員18名)</li> <li>・ さくらの里山科 (特別養護老人ホーム、ショートステイ)</li> </ul> <p>障害者福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あすなろ学苑 (就労継続支援B型)</li> <li>・ 障害者グループホーム あすなろの家 (計5箇所)</li> <li>・ 衣笠障害者サポートセンター 相談室あすなろ</li> </ul> <p>診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちの診療所つるがおか</li> </ul>

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明し、本書を交付しました。

事業所 所在地 横須賀市小矢部四丁目19番4号  
運営法人名 社会福祉法人心の会  
事業所名 さくらの里  
管理者名 馬賀 清子

説明者 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり上記の通り説明を受け内容に同意し、本書を受領しました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人又は立会人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_